

低公害車の導入事業に係る補助金の執行の取扱いについて

平成17年度低公害車普及促進対策費補助金のうち、低公害車の導入事業に係る補助金については、低公害車普及促進対策費補助金交付要綱（平成17年3月30日付け国自総第535号、国自貨第143号、国自環第254号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、以下のとおり取り扱うものとする。

1．低公害バス（CNGバス、ハイブリッドバス及び新長期規制適合バスをいう。以下同じ。）の導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

(1) 交付要綱別表において一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

道路運送法第21条の許可を受け、路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を行う場合の一般貸切旅客自動車運送事業者

道路運送法第80条第1項の許可（乗合旅客運送を実施するための許可に限る。）を受け、路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を行う者

概ね路線及び時刻を定めて低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の一般貸切旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者

乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有する低公害バスを貸与する者

(2) 交付要綱別表において自動車リース事業者に準ずるものとして国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

路線及び時刻を定めて低公害バスによる乗合旅客運送を一般乗合旅客自動車運送事業者等に委託して行う場合において、当該一般乗合旅客自動車運送事業者等に自らが所有する低公害バスを貸与する地方公共団体

概ね路線及び時刻を定めて低公害バスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を一般貸切旅客運送事業者又は特定旅客運送事業者等に委託して行う場合において、当該一般貸切旅客運送事業者又は特定旅客運送事業者に自らが所有する低公害バスを貸与する学校又は企業等

2．低公害トラック（CNGトラック、ハイブリッドトラック及び新長期規制適合トラックをいう。以下同じ。）の導入事業に係る補助対象事業者（交付要綱別表関係）

交付要綱別表において一般貨物自動車運送事業者に準ずる者として国土交通大臣が認定した者に該当するのは、次のとおりとする。

貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者

3．低公害バスの導入事業における通常車両価格等（交付要綱別表関係）

(1) 交付要綱別表のCNGバス、ハイブリッドバス及び新長期規制適合バスの導入事業における通常車両価格は、車両の長さごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

7 m未満 : 1,110万円

7 m以上9 m未満 : 1,260万円

9 m以上 : 1,670万円（ただし、車幅2.3m以上2.4m未満の車両については、当分の間、1,470万円）

(2) 交付要綱別表の使用過程にあるディーゼル車のCNGバスへの改造事業における改造に要する経費には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。

4．低公害トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額等（交付要綱別表関係）

(1) 交付要綱別表のCNGトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、CNGトラックへの改造に要する経費を勘案し、ベースとなる車両の最大積載量ごとにそれぞれ次のとおりとする。ただし、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4 トン未満 : 114万円

4 トン以上 : 332万円

(2) 交付要綱別表のハイブリッドトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、ハイブリッドトラックへの改造に要する経費を勘案し、ベースとなる車両の最大積載量ごとに次のとおりとする。ただし、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4 トン未満 : 114万円

4 トン以上 : 290万円

(3) 交付要綱別表の新長期規制適合トラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、新長期規制適合トラックへの改造に要する経費を勘案し、ベースとなる車両の最大積載量ごとに次のとおりとする。ただし、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

4 トン以上8 トン未満 : 72万円

8 トン以上 : 120万円